

明確でないため、当団体の要請内容が実現する前に、契約者の中に、権利を失う方が出てくる恐れがあります。実施時期及び内容についてお知らせするとともに、実施に時間がかかるのであれば、契約者への簡便な告知をすることなどを求めて、2017年3月2日付「再々要請書」を送付しました。

(3) ゼリア新薬工業株が提供する「ヘパリーゼ」のテレビコマーシャル、ホームページ上の表記、容器の図柄などに関して検討していましたが、改善が図られましたので、「お問い合わせ」活動を終了しました。

同社が提供する「ヘパリーゼ」のテレビコマーシャル、ホームページ上の表記、容器の図柄などに関して、景品表示法上、問題がないかどうか検討するため、2015年11月27日より「お問い合わせ」活動を行ってきました。その結果、同社は当団体の「お問い合わせ」に対し真摯に対応され、一定の改善が図られましたので「お問い合わせ」活動を2016年9月に終了し、公表文書を2017年2月24日に双方で確認しました。

【改善内容】

- (1) ホームページ上の表記から「飲む人」の表記を削除されました。
- (2) 今後、「飲む人」の表記をしないことを約束されました。
- (3) (1)に関連して、ホームページ上の「へパめし」、「ヘパリーマン」のページを削除されました。
- (4) 製品のラベル等についても見直しを約束されました。

(4) 学校法人 近畿大学が運営する通信教育パンフレット、ホームページの記載に関して検討していましたが、改善が図られましたので、「お問い合わせ」活動を終了しました。

同校が運営する通信教育のパンフレット及びホームページに「いつでも、どこでもインターネット環境で学べる」と明記されているが、毎日、午前2時30分～午前4時30分のアクセス制限時間帯があり、システムが停止する。「いつでも」ではないとの情報が寄せられました。

同校による通信教育のパンフレット及びホームページの記載について検討したところ、景品表示法等に照らして疑問があったことから、同校に対し、2016年5月23日付で「お問い合わせ」を行いました。その後、同校は、当団体との書面による意見交換を経て、一定の改善が図られたため、2017年1月をもって、同校に対する「お問い合わせ」活動を終了しました。

【改善内容】

「通信教育部新年度募集用パンフレット」及び「通信教育部ホームページにおけるQ&A」を更新し、午前2時30分～午前4時30分の2時間、メンテナンスのため利用できない旨の記載に改善されました。



行事のご案内

2017年度KC's通常総会・シンポジウムのご案内

今年度の通常総会とシンポジウムは以下のように予定しています。後日、正式なご案内をさせていただきます。皆さまのご参加をお待ちしております。

- 開催日時：2017年6月24日（土）13：30～17：00（予定）
- 開催会場：新大阪丸ビル別館 4-3（JR新大阪駅東口より徒歩5分）
- 開催内容：1. 「通常総会」
2. 「シンポジウム」（企画内容は、現在検討中ですが、昨年好評だったグループワークで、参加者が「新しい消費者被害回復訴訟制度」について理解を深めることができる企画を予定しています。）
- 参加対象：KC's 会員、一般の皆さま



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定 適格消費者団体)

KC's NEWS

No.65
2017.3.31

発行所 KC's事務局 〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1 天満橋千代田ビル2号館5階
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール:info@kc-s.or.jp HP:http://www.kc-s.or.jp/

3月4日～5日に、「第22回適格消費者団体連絡協議会」が、名古屋で開催されました。



3月4日（土）～5日（日）に、「第22回適格消費者団体連絡協議会」が、名古屋で開催されました。

この連絡協議会は、毎回、全国の適格消費者団体が持ち回りで事務局を務め、適格消費者団体の相互交流・情報交換の場として年2回開催されるもので、今回は、消費者被害防止ネットワーク東海（以下、Cネット東海）が事務局となり、名古屋で開催されたものです（会場：名古屋国際会議場）。

二日間で、全国の14の適格消費者団体と16の適格消費者団体を目指す団体から約100名の参加がありました。KC'sからは、榎理事長、二之宮常任理事、島川理事、五條検討委員長、西島事務局長、元山事務局員が参加しました。

一日目の「全体会」の冒頭、Cネット東海の杉浦市郎理事長より開会挨拶があり、続いて、消費者庁消費者制度課の小田典靖政策企画専門官より、ご報告がありました。小田政策企画専門官のご報告では、本年10月1日より施行される「独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案の概要」として、国民生活センターによる特定適格消費者団体の被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保策等の説明をいただきました。

また、「全体会」の「差止請求事案の事例報告と意見交換」では、クロレラ訴訟最高裁判決（京都消費者契約ネットワーク、以下KCCN）、平均的損害に関する裁判例の状況と課題（消費者支援機構福岡、KCCN）、一方的規約変更権条項に関する事案（埼玉消費者被害をなくす会）、お試しを装った定期購入サイトの事案（KCCN、Cネット東海）などが報告され、活発

に意見交換されました。「事前アンケートのまとめと意見交換」では、広報活動・活動資金強化の取り組みについて、差止関係業務の運営上の悩み・工夫・課題などが意見交換されましたが、その中で、ネットでも大きな話題になったCネット東海からのジャーニーズFCへの申入れと反響についての広報面からのコメントもありました。

また、全国消費者団体連絡会を代表して、埼玉消費者被害をなくす会の岩岡専務理事より、現在準備されている「消費者被害救済基金」のご紹介がありました。



「特定適格消費者団体の認定及び申請状況、認定に向けた準備状況」では、第一号の特定認定を受けた消費者機構日本の磯辺専務理事より認定に至る経過の概要報告があり、申請準備を行っているKC'sからも西島事務局長より準備状況について報告をしました。

二日目は、「特定適格消費者団体を目指す団体会議」（司会：KC's二之宮常任理事）と「適格消費者団体を目指す団体会議」に分かれて、それぞれで交流を行い、最後に、「事務局意見交換会」を開催し、二日間の日程を終えました。

参加した各団体が、課題を持ち寄り、課題の解決に向けてしっかり交流し、他団体の取り組みから活動のヒントを得ることのできた有意義な二日間となりました。

次回、第23回の協議会は、9月9日～10日に、消費者支援ネット北海道が主催して、北海道で開催される予定です。

2016年度ひょうご消費者セミナー「スマホ・ケータイに使われていませんか?～情報という名の落とし穴～」を開催しました。



3月1日に、2016年度ひょうご消費者セミナー「スマホ・ケータイに使われていませんか?～情報という名の落とし穴～」を開催しました(会場：兵庫県農業共済会館)。

このセミナーは、適格消費者団体への理解を広めるために開催しているもので、今年で9回目を迎えました(主催：コープこうべ・兵庫県生協連・ひょうご消費者ネット・KC's、後援：兵庫県・神戸市)。

当日は、消費者、行政、事業者など113名の参加がありました。

司会は、コープこうべの岡本孝子理事が務め、冒頭、主催者を代表して、兵庫県生協連の野間誠専務理事より開会挨拶がありました。

講演「スマホ・ケータイに使われていませんか?～情報という名の落とし穴～」では、篠原嘉一さん(NIT情報技術推進ネットワーク株式会社代表取締役)よりご講演いただきました。

情報セキュリティサポーターとしての講演活動の経験から、子どもから高齢者まで手軽に利用できるスマートフォンに潜むリスクについて実例を交えながらお話いただきました。

特に、「フェイスブック」、「ツイッター」、「インスタグラム」、「LINE」など、気軽に他人とつながることができるが、自己主張できるツールが広がったため、安易に個人情報が流出してしまう現状について、実際に、スマートフォンを持参している参加者に示しながらのお話しは、たいへん大きな反響を呼びました。



スマートフォンなどの情報機器については、子どものほうが親よりも使い方に精通しているというこれまで経験したことのない時代に入っている。しかし、これからの情報時代を生き抜いていくうえでは、スマートフォンなどの情報機器

を、「怖いから使わない、使わせない」ではなく、リスクについても理解しながら利用する賢い消費者になっていくことが重要と結ばれました。

講演後の質疑応答では、ご自分の子どもの事例など、身近な問題として受け止めた質問が多く出され、リスクを学び考えるという、消費者教育の良い事例となるセミナーとなりました。

最後に、適格消費者団体からの活動報告として、ひょうご消費者ネットの鈴木専務理事より「健康食品販売会社の“お試し”、実は定期購入の改善の取り組み」、KC's事務局の袋井より「健康食品事業者に対する差止請求」が報告され、終了しました。

平成28年度地方消費者フォーラム in ひょうご「広げよう地域へ!つなげよう世代を超えて!」が開催されました。

2月20日に、兵庫県農業会館にて開催され、当日は、244名の参加がありました。主催は、地方消費者フォーラム近畿ブロック実行委員会と消費者庁で、KC'sも「実行委員会参加団体」として、企画・運営に協力しました。

午前中に、「チェンジメーカーズ～消費者の権利のための闘い」の上映会と日本語版の作成に中心的な役割を果たされたNPO法人消費者ネットジャパン理事長のタン・ミッシェルさんからの挨拶があり、アメリカの消費者運動が興った歴史を学び、日本の消費者運動について振り返る良い機会となりました。

また、「壁新聞交流会」では、18団体からの壁新聞が掲示され、KC'sも活動紹介と新しい消費者被害回復訴訟制度の紹介を行いました。

午後からの「全体会」では、司会を奈良県生協連の辻専務理事が務め、冒頭に、消費者庁の吉井巧審議官より「挨拶と取り組み報告」がありました。

引き続き、「壁新聞リレー紹介」の後、「取り組み報告」として、関西学院大学学生から「兵庫県『消費者市民社会づくり、くらしのヤングクリエイター(大学生)』」についての報告、神戸市から「神戸市『消費者教育について、消費生活マスター』」についての報告、生協組合員から「滋賀県高島市『地域共生社会を民間発で創造する、たかしままるごとキャラバン隊の始動』」について報告をいただきました。

最後に、KC's事務局の山崎がファシリテーターを務め、ワークショップを行い、グループに分かれて、「今日学んで気付いたこと」、「それぞれの関心ごと」について交流を行いました。

消費者・行政・事業者など多彩な参加があり、参加者の広がりを実感できたフォーラムとなりました。平成29年度は、大阪での開催が予定されています。

消費者への注意喚起のため「住宅リフォームを考えておられる消費者の皆さまへ」をホームページに掲載しました。

「住宅リフォーム」に関するトラブルが多発しています。全国の消費生活センターへの相談は、毎年6,000件以上となっています。

当団体では、住宅リフォーム事業者に対して、これまで、申入れ・要請活動を行ってきた経験から、住宅リフォーム工事を行う際の主な注意事項を以下のようにまとめ、ホームページに掲載しました。

1. どんなりフォームをしたいのかはっきりさせましょう!

- 家族で住まいの不満や要望を話し合い、リフォームの内容と優先順位を検討する。
- 用意できる資金の見直しをつけて、ゆとりある資金計画で予算の規模を決める。
- 工事内容や予算規模・業者選びなどを建築士など専門家に相談することも考える。

2. 詳しい見積りと、精査しましょう!

- 見積りは材料名、単価、数量、工事費など明細を確認する(「～工事一式」という書き方は要注意!)
- 金額や工事内容が、自分のリフォームの条件・希望に合っているか精査する。
- 分からないことは曖昧にせず、納得いくまで説明を求める。

3. 業者との契約は必ず書面で取り交わしましょう!

- 契約するときは工事内容や金額が記載された「契約書」を作成する。
- 契約書の添付書類を確認する。

- 【主な添付書類】
- 「設計図・仕様書」
- 「内訳明細書」
- 「請負契約約款」
- 「行政への確認申請」

4. 工事中は定期的に現場を確認し、工事記録の作成を業者に依頼しましょう!

- 工事の進行状況などを現場監督と一緒に確認し、説明を求める。
- 工事記録の作成(打合せ記録、工事状況写真など)を業者に依頼する。
- 追加工事など工事内容に変更があった場合は、その内容、金額について事業者と合意して打合せ記録などの書面に残す。

5. 引渡し時には、工事完了引渡書にサインをする前に、工事が目的通りされているか、確認しましょう!

- 工事が終了したら、当初の目的に沿っているか、気になる点は無いかよく確認する。
- 必要書類を受け取ってから、工事完了引渡書に確認サインをする。

【引渡し時に必要な書類】

- 「工事完了引渡書」
- 「工事実施記録」
- 「各種引渡し書類等」
- 「検査済証(確認申請を必要とする工事の場合)」
- 「工事費精算書」

※詳しくは、KC'sホームページのトピックス欄をご覧ください。

差止裁判・申入れ活動について

(1) 家賃債務保証会社のフォーシーズ株に対する差止訴訟の第2回裁判が行われました。

同社の保証契約条項の一部使用停止を求め、差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第2回裁判が、3月10日(金)に行われました。

なお、第3回裁判は、5月31日(水)の11:00から行われます。



(2) 簡易生命保険の約款をめぐる問題について、独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構に対して、「再々要請書」を送付しました。

簡易生命保険の約款をめぐる問題について、当団体で同機構に対して2016年11月25日付「再々要請書」を送付したところ、同機構より、2017年2月1日付「回答書」を受領しました。

同機構よりの「回答書」及び送付資料を検討した結果、当団体の要請に対して前向きに検討いただいているものの、実施の時期及び内容が